

栃木市・岩舟町

合併に関する 住民説明会 資料

目 次

1. はじめに・・・・・・・・ 1
2. これまでの経過・・・・ 1
3. 合併協定項目とは・・・・ 1
4. 調整方針のあらまし・・・・ 3
5. 新市誕生までのスケジュール・17

平成 24 年 10 月
栃木市・岩舟町合併協議会説明会

1. はじめに

栃木市・岩舟町合併協議会では、住民の皆様の声を広く伺い、新市が目指すまちづくりの方向性を表す「新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）素案」を作成いたしました。

また、合併の方式や期日などの合併に関する基本的な事項をはじめ、行政サービスや住民負担などに関する主要な項目（合併協定項目）の協議を重ねてまいりました。

この住民説明会は、これらのことがらを住民の皆様にご報告するものです。

2. これまでの経過

平成23年3月 1日	合併協議会設置準備会を設置
3月18日	第1回合併協議会設置準備会
3月29日	第2回合併協議会設置準備会
4月 8日	栃木市・岩舟町合併協議会を設置
5月13日	第1回合併協議会（平成23年度予算、合併協定項目等）
7月 7日	第2回合併協議会（合併協議会の延期について）
10月21日	第3回合併協議会（平成23年度補正予算等）
平成24年2月17日	第4回合併協議会（合併の方式等）
5月23日	第5回合併協議会（財産及び債務の取扱い等）
7月20日	第6回合併協議会（合併の期日等）
8月27日	第7回合併協議会（地方税の取扱い等）
9月26日	第8回合併協議会（特別職の身分の取扱い等）

3. 合併協定項目とは

市町村合併にあたっては、両市町間で取扱いの異なる各種の事務事業などについての調整を行い、統一していくことが必要です。栃木市・岩舟町合併協議会では、合併協定項目を整理し、これまで計8回の協議会を開催し栃木市及び岩舟町の合併に向けて、協議を重ねてまいりました。

この合併協定項目とは、55の項目から成り立っており、協議会では、一体性の確保の原則、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則、適正規模準拠の原則、地域特性尊重の原則、の7つの基本原則に則り事務事業の調整を行ってまいりました。

合併協定項目一覧

項 目		項 目	
1	合併の方式	25	各種事務事業の取扱い
2	合併の期日	1	国内・国際交流事業
3	新市の名称	2	電算システム事業
4	新市の事務所の位置	3	広報広聴関係事業
5	財産及び債務の取扱い	4	人権推進事業
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	5	納税関係事業
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	6	消防防災関係事業
8	地方税の取扱い	7	交通関係事業
9	地域自治制度(地域審議会・地域自治区・合併特例区)の取扱い	8	窓口業務
10	一般職の職員の身分の取扱い	9	保健衛生事業
11	特別職の身分の取扱い	10	障がい者福祉事業
12	条例、規則等の取扱い	11	高齢者福祉事業
13	事務組織及び機構の取扱い	12	児童福祉事業
14	一部事務組合等の取扱い	13	保育事業
15	使用料、手数料等の取扱い	14	生活保護事業
16	公共的団体等の取扱い	15	その他の福祉事業
17	補助金、交付金等の取扱い	16	健康づくり事業
18	町名、字名の取扱い	17	ごみ収集運搬業務事業
19	慣行の取扱い	18	環境対策事業
20	国民健康保険事業の取扱い	19	農林水産関係事業
21	介護保険事業の取扱い	20	商工、観光関係事業
22	消防団の取扱い	21	勤労者、消費者関連事業
23	行政区の取扱い	22	建設関係事業
24	諮問機関の取扱い	23	上・下水道事業
		24	市町立学校の通学区域、学校名
		25	学校教育事業
		26	文化振興事業
		27	社会教育事業
		28	青少年健全育成事業
		29	男女共同参画事業
		30	社会福祉協議会
		26	合併市町村基本計画

4. 調整方針のあらまし

これまでに協議が終了した合併協定項目の調整内容は次のとおりです。

※第8回合併協議会（平成24年9月26日現在）までに確認された内容となります。

合併協定項目 1 合併の方式

下都賀郡岩舟町を廃し、その区域を栃木市に編入する編入合併とする。

【参 考】

編入合併の場合、編入する市町村(栃木市)の法人格は合併によって影響を受けずに、編入される市町村(岩舟町)の法人格は消滅します。

合併協定項目 2 合併の期日

平成26年（西暦2014年）4月5日とする。

【参 考】

合併期日の決定にあたっては、住民のみなさまとの合意形成に要する期間など相当の日数を必要とし、また、県や国への様々な手続や合併時の事務処理・引き継ぎなどを総合的に考慮して、合併期日が決定されました。

合併協定項目 3 新市の名称

「栃木市」とする。

合併協定項目 4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、栃木市入舟町7番26号（現在の栃木市役所）とする。
- 2 岩舟町の現庁舎については、市民の利便性を考慮した総合支所とする。

【参 考】

総合支所方式：企画、総務、議会等の部門を本庁舎に集約し、それ以外は基本的に本庁舎と同等の部署を支所に配置する方式。

（栃木市の各総合支所の例：住民生活に直結した窓口業務及び保健福祉サービス、
農林施設、観光施設、建設・土木施設の維持管理等）

合併協定項目 5 財産及び債務の取扱い

- 1 岩舟町の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。
- 2 栃木市と岩舟町との合併により解散となる栃木地区広域行政事務組合の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。
- 3 財産区有財産は、財産区有財産として栃木市に引き継ぐこととする。

合併協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

現在、調整中です。

【参 考】現在の両市町の議員定数

区 分	栃木市（選挙区別）					岩舟町
議員定数	34人					14人
	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	
	15人	7人	5人	4人	3人	

合併協定項目7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 岩舟町の農業委員会は、栃木市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 岩舟町の農業委員会の選挙による委員である者のうち4人は、市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、栃木市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き栃木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、4人の選出については、岩舟町の農業委員会の選挙による委員である者の互選により定めるものとする。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定適用後の選挙による委員の定数は、29人とする。
- 4 市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、6選挙区とし、現選挙区に岩舟町1選挙区（定数4人）を加えるものとする。
- 5 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、栃木市の例により合併時に統合する。

【参 考】現在の両市町の農業委員定数

区 分	栃木市（公選委員は選挙区別）					岩舟町
公選委員	25人					14人
	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	
	8人	5人	6人	4人	2人	
選任委員	9人					6人

※選任委員は、農協、農業共済、土地改良区、議会からの推薦となります。

合併協定項目8 地方税の取扱い

- 1 個人市町民税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時まで統合し、減免については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 法人市町民税については、現行のとおりとする。
- 3 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時まで統合する。
- 4 軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 5 市町たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉱産税については、栃木市の例により合併時に統合する。

- 7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。ただし、納期については、栃木市の固定資産税の納期の例により合併時までに統合する。
- 9 入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。

【参 考】主な税目の税率など

税 目	栃木市					岩舟町
個人市町民税	均等割 3,000 円 所得割 6%					均等割 3,000 円 所得割 6%
法人市町民税	均等割 標準税率×1.2 法人税割 14.7%					均等割 標準税率×1.2 法人税割 14.7%
固定資産税	税率 1.4%					税率 1.4%
都市計画税	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	—
	税率 0.3%	税率 0.2%	税率 0.0%	税率 0.0%	—	

合併協定項目9 地域自治制度の取扱い

地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第23条の規定に基づき、合併前の岩舟町の区域に「地域自治区」を設置する。

【参 考】

地域自治区は、地域住民の代表者の方々に構成する「地域協議会」、地域協議会の事務機能を持ち様々な行政サービスを行う「地域自治区事務所＝総合支所」、地域の代表者であり行政との調整役ともなる「区長」の3つの要素から構成されます。

- ・地域自治区の名称 「岩舟町」
- ・地域自治区の事務所の名称 「岩舟総合支所」
- ・地域自治区の設置期間 「合併の日から平成27年3月31日まで」

合併協定項目10 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 岩舟町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第12条の規定により、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 栃木市と岩舟町との合併により解散となる栃木地区広域行政事務組合の一般職の職員は、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。
- 3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 4 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。
- 5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。
なお、現職員については、合併前の給料を保障する。

合併協定項目 11 特別職の身分の取扱い

- 1 岩舟町の常勤特別職（教育長を含む。）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。
- 2 岩舟町のその他の非常勤特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

【参 考】

特別職には、首長・副市町長・教育長などの常勤の特別職、議会議員、農業委員及び監査委員などの行政委員会の委員、審議会や委員会などの附属機関等の委員、その他の特別職がいます。

合併協定項目 12 条例、規則等の取扱い

条例・規則等については、栃木市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて新規制定、一部改正等を行うものとする。

【参 考】

編入合併の場合、岩舟町の条例や規則はすべて失効するため、合併までに栃木市において条例制定や一部改正など、所要の手続きをとっておくことが必要となります。

合併協定項目 13 事務組織及び機構の取扱い

- 1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。
- 2 合併時における組織については、栃木市の例により部制を執るものとする。

【参 考】

総合支所方式とは、企画、総務、財政などの管理部門や議会事務局、農業委員会などを除き多くの行政機能は現庁舎にそのまま残る方式です。

合併協定項目 14 一部事務組合等の取扱い

- 1 栃木地区広域行政事務組合については、合併の前日をもって解散する。組合の業務、財産、債務及び一般職の職員については、すべて栃木市に引き継ぐものとする。
- 2 岩舟町は、合併の前日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退する。
- 3 岩舟町は、合併の前日をもって栃木県後期高齢者医療広域連合から脱退する。
- 4 岩舟町は、合併の前日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合から脱退する。
- 5 岩舟町は、合併の前日をもって佐野地区衛生施設組合から脱退する。

- 6 岩舟町は、合併の前日をもって下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会から脱退する。

※佐野地区広域消防組合については、現在調整中。

合併協定項目 15 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。

- 1 施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に統合又は再編する。
- 2 その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。
- 3 手数料は、原則として合併時に統一する。

合併協定項目 16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備するよう働きかける。

合併協定項目 17 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整する。

合併協定項目 18 町名、字名の取扱い

町名、字名については、原則として従前のとおりとし、大字を冠する字名は大字を削るものとする。

【参 考】

- ①地域自治区を設置すると地域自治区の名称である「岩舟町」を住居表示に表示する。
- ②町名・字名の取扱いにより字名の前にある「大字」を削る。

岩舟町地域の合併後の住居表示

「例」 合併前： 下都賀郡 岩舟町 大字静 5132 番地 2
合併後： 栃木市 岩舟町 静 5132 番地 2

合併協定項目 19 慣行の取扱い

- 1 市章及び市の旗については、合併時に栃木市の市章及び市旗を用いることとし、市の歌、市の木、市の花については、合併後、栃木市において調整する。
- 2 各種宣言については、栃木市の宣言を用いるものとする。なお、新たな宣言については、栃木市において調整する。
- 3 市民憲章については、合併後、栃木市において調整する。
- 4
 - ・表彰制度については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - ・名誉市町民に関することについては、合併後に再編する。これまでの名誉町民は、継続して新市の名誉市民とする。

【参 考】

項 目	栃木市	岩舟町
木	未制定	こなら
花	未制定	コスモス
都市宣言	非核平和都市宣言 環境都市宣言 男女共同参画都市宣言 (平成 25 年度予定)	非核平和都市宣言 ゆとり宣言

合併協定項目 20 国民健康保険事業の取扱い

- 1 国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。
 - (1) 国民健康保険税の税率及び軽減制度については、合併時は現行のとおりとし、平成 27 年度から統合する。
 - (2) 減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (3) 納期については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 特定健康診査・特定保健指導については、栃木市の例により合併時に統合する。

【参 考】国民健康保険税率

区 分	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	栃木市	岩舟町	栃木市	岩舟町	栃木市	岩舟町
所得割	6.6%	6.4%	2.0%	1.6%	1.5%	1.2%
資産割	14.0%	32.0%	3.0%	8.0%	3.0%	4.0%
均等割	24,000 円	21,000 円	5,000 円	5,500 円	7,000 円	6,000 円
平等割	23,500 円	20,000 円	4,500 円	5,000 円	5,000 円	4,900 円
限度額	500,000 円	470,000 円	130,000 円	120,000 円	100,000 円	90,000 円

合併協定項目 21 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成 27 年 3 月までに再編する。
- 2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、平成 27 年 3 月までに再編する。
- 3 地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年以内に再編する。

【参 考】介護保険料

区 分	栃木市	岩舟町
納 期	7、8、9、10、11、12、1、2 月 (8 期)	7、8、9、10、11、1 月 (6 期)
基準年額	平成 24 年度～平成 26 年度 (第 5 期) 52,800 円 (基準月額 4,400 円) 所得段階別 9 段階 11 区分	平成 24 年度～平成 26 年度 (第 5 期) 55,920 円 (基準月額 4,660 円) 所得段階別 6 段階 8 区分

合併協定項目 22 消防団の取扱い

- 1 消防団については、合併時に統合することとし、岩舟町の消防団員は、すべて栃木市の消防団員として引き継ぐ。
- 2 報酬、費用弁償、行事等については、栃木市の例により合併時に統合する。

【参 考】

区分	栃木市					岩舟町
組織	栃木市消防団 団長 1 人（方面隊長）、副団長 14 人（内、4 人は方面隊長、10 人は副方面隊長）					岩舟町消防団 団長 1 人、副団長 2 人、本部伝令 3 人 3 分団 10 部体制
	栃木方面隊 13 分団 21 部体制	大平方面隊 4 分団 14 部体制	藤岡方面隊 5 分団 8 部体制	都賀方面隊 5 分団 4 部体制	西方方面隊 5 分団 4 部体制	
団員数 (実員)	510 人 (482 人)	175 人 (175 人)	147 人 (147 人)	101 人 (101 人)	123 人 (109 人)	162 人 (162 人)

合併協定項目 23 行政区の取扱い

- 1 自治会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 自治会の連合組織等については、栃木市の新たな連合組織の例により、合併時に統合できるよう働きかける。
- 3 自治会長等の身分の取扱い並びに自治会及び自治会長等の報酬等については、栃木市の例により合併時に統合する。

【参 考】

区 分	栃木市	岩舟町
自治会	3 9 2 自治会 ・栃木地域 173 自治会 ・大平地域 46 自治会 ・藤岡地域 104 自治会 ・都賀地域 30 自治会 ・西方地域 39 自治会 最小 3 世帯～最大 811 世帯 (平均 113 世帯)	8 2 自治会 最小 13 世帯～最大 219 世帯 (平均 63 世帯)
連合組織	栃木市自治会連絡協議会	静和地区自治会長連絡協議会

合併協定項目 24 諮問機関の取扱い

- 1 諮問機関の取扱いについては、原則として栃木市の諮問機関に統合する。
ただし、地域固有の審議事項等に係る諮問機関については、それぞれの設置目的や実態などを考慮し調整するものとする。
- 2 諮問機関の委員構成については、新市において広く市民の意見を市政に反映できるよう、岩舟町の地域性に配慮した適切な措置を講じる。

合併協定項目 25 各種事務事業の取扱い

－1 国内・国際交流事業

- 1 国内交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 国際交流事業については、次のとおりとする。
 - (1) 友好姉妹都市については、従来の実績を尊重しつつ、合併時には現行のとおりとし、合併後3年以内に再編する。
 - (2) 国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により、合併時に統合する。
 - (3) 国際交流協会については、民間団体であることから、合併時に岩舟町のエリアについても活動いただくよう働きかける。

－2 電算システム事業

電算システムについては、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。

－3 広報広聴関係事業

広報広聴関係事業については、栃木市の例により合併時に統合する。

【参 考】

区 分	栃木市	岩舟町
名称・発行部数	広報とちぎ 47,500部	広報いわふね 5,500部
発行回数・発行日	月1回発行（20日発行）	月1回発行（15日発行） （お知らせ版月2回発行）

－4 人権推進事業

人権教育・啓発推進行動計画については、両市町の計画に違いがあり、合併時は現行のとおりとし、合併後再編する。

－5 納税関係事業

- 1 原動機付自転車等に係る標識弁償金については、現行のとおりとする。
- 2 督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 コンビニ収納については、栃木市の例により合併時に統合する。

－6 消防防災関係事業

現在、調整中です。

－7 交通関係事業

- 1 交通安全計画については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 交通安全対策については、次のとおりとする。
 - (1) 交通教育指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (2) 交通指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 バス運行事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

【参 考】

区分	栃木市	岩舟町
コミュニティバス運行事業	市内各地域間を結ぶ定時定路線バス。平成 26 年 3 月まで試行運行を実施し本格運行を目指す。 平成 23 年 10 月～ 寺尾線・市街地循環線・市街地北部循環線・部屋線 平成 24 年 4 月～ 大宮国府線・皆川樋ノ口線・藤岡線・真名子線・金崎線	該当なし
デマンドタクシー運行事業	予約制の乗合タクシー。新市全域において、自宅等の玄関から目的地の玄関まで送迎するドアツードア方式。平成 26 年 3 月まで試行運行を実施し本格運行を目指す。	該当なし
老人福祉センター団体送迎バス運行事業	利用対象者は、市内在住で 10 人以上 25 人以下の団体。対象施設は、泉寿園、長寿園、福寿園、ゆうゆうプラザ、渡良瀬の里。	該当なし

－8 窓口業務

- 1 窓口業務及び支所・出張所等の業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。
- 2 昼休み・延長窓口等については、合併時は現行のとおりとし、合併後 1 年以内に再編する。

【参 考】

区 分	栃木市				岩舟町
昼休み窓口	12:00～13:00				12:00～13:00
延長窓口	本庁	大平・藤岡総合支所	都賀総合支所	西方総合支所	金曜日
	17:15～19:00	金曜日 17:15～19:00	第 2、4 金曜日 17:15～19:00	月曜日 17:15～20:00	17:15～19:00

－9 保健衛生事業

- 1 予防接種については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 各種健(検)診については、栃木市の例により合併時に統合する。

－10 障がい者福祉事業

- 1 障害者自立支援法に係る事業については、合併時に統合する。ただし、事業内容が全く同一の事業については、現行のとおり新市において継続し、障がい者相談支援に関すること及び地域活動支援センター事業に関することは、合併後、2 年以内に再編する。
- 2 市町が独自に行う障がい者福祉事業は、合併時に統合する。ただし、福祉タクシー料金助成事業に関する場合は、合併後に統合する。

－11 高齢者福祉事業

- 1 敬老事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 高齢者保健福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、平成27年3月までに再編する。

－12 児童福祉事業

- 1 婦人保護事業・婦人相談業務については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 家庭児童相談室については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 母子自立支援については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 遺児手当については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 5 ファミリー・サポート・センター事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 6 地域子育て支援センター事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 7 学童保育事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 8 児童館事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 9 赤ちゃん誕生祝金については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 10 認可外保育施設事業については、栃木市の例により合併時に統合する。

【参 考】

ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行える人を会員として組織し、会員の相互援助を仲介することにより子育て支援を図るものです。

－13 保育事業

- 1 保育の実施については、次のとおりとする。
 - (1) 公立保育所事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (2) 民間保育所運営委託については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (3) 保育所広域入所については、現行のとおり新市において継続する。
- 2 保育料については、栃木市の例により合併時に統合する。

－14 生活保護事業

生活保護事業については、栃木市の例により合併時に統合する。

－15 その他の福祉事業

- 1 こども医療費助成については、現行のとおりとする。
- 2 重度心身障がい者医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 妊産婦医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 ひとり親家庭医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。

－16 健康づくり事業

「健康増進計画」については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成27年3月までに栃木市の計画を基本に再編する。

－17 ごみ収集運搬業務事業

ごみ収集については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成27年度までに再編する。

－18 環境対策事業

- 1 環境基本計画については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 墓園については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 斎場については、栃木市（藤岡地域）の例により合併時に統合する。
- 4 環境美化対策については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。

－19 農林水産関係事業

- 1 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 2 農業基本構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 3 農政協力員については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 農地転用許可事務については、栃木市の例により合併時に統合する。

－20 商工、観光関係事業

- 1 太平山南山麓広域交流拠点整備計画実施計画については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。
- 2 観光行事については、地域性のある独自の事業であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて再編する。
- 3 栃木インター周辺整備開発については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。
- 4 立地企業に対する奨励措置については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 5 中小企業融資制度については、補助率や方法に差異があるので、栃木市の例により合併時に統合する。
- 6 みかも山東ゾーン観光事業連絡会については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。

－21 勤労者、消費者関連事業

- 1 消費生活相談については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 勤労者融資制度については、栃木市の例により合併時に統合する。

一22 建設関係事業

- 1 都市計画については、次のとおりとする。
 - (1) 開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (2) 租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (3) 都市計画区域マスタープランについては、合併時は現行のとおりとする。ただし、都市計画区域については、新市の都市計画マスタープランの再編に併せ、県と調整する。
 - (4) 市町村都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 2 住生活基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 3 建築物耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

一23 上・下水道事業

- 1 水道事業に係る設計、申請、審査、検査、交付及び使用手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の料金改定時（平成26年度末目途）に統合する。
- 3 工事負担金については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 加入金については、合併時に廃止する。
- 5 下水道使用料の認定・調定・徴収については、合併時は現行のとおりとし、現栃木市の料金改定時期（平成26年度末目途）に合わせて統合する。
- 6 下水道受益者負担金の賦課、徴収及び負担金の単価については、現行のとおりとし、合併後に再編する。その他支払方法等については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 7 農業集落排水施設使用料の認定・調定・徴収については、合併時は現行のとおりとし、現栃木市の料金改定時期に合わせて統合する。
- 8 農業集落排水事業受益者分担金等については、現行のとおりとする。
- 9 排水区域外の下水に係る下水道の接続使用については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 10 排水設備工事等の手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。

【参 考】一般家庭で月 20 m³を使用した場合の上下水道料金

区 分	栃木市					岩舟町
	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	
水道料金(口径20mm)	2,299円 (口座振替52.5円減)	2,446円	3,685円	2,908円	3,600円	3,675円
下水道使用料	2,709円	2,557円	2,625円	2,625円	2,520円	2,625円
計(税込)	5,008円	5,003円	6,310円	5,533円	6,120円	6,300円

－24 市町立学校の通学区域、学校名

- 1 通学区域については、現行のとおり新市において継続する。
- 2 学校名については、現行のとおり新市において継続する。

－25 学校教育事業

- 1 奨学金制度については、次のとおりとする。
 - (1) 奨学金貸付事業は、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (2) 入学資金融資事業は、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (3) 入学資金融資利子補給補助金は、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 外国語指導助手については、栃木市の例により合併時までには統合する。
- 3 特別支援教育については、栃木市の例により合併時までには統合する。
- 4 学校給食については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 5 スクールバスの運行については、現行のとおり新市において継続する。
- 6 臨海自然教室については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 7 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、栃木市の例により合併時に統合する。

【参 考】学校給食費（月額）

区 分	栃木市	岩舟町
小学校	4,100 円	4,400 円
中学校	4,900 円	5,200 円

【参 考】調理場方式

区 分	栃木市	岩舟町
方 式	親子方式 11 施設 センター方式 3 施設	単独校方式 5 施設

－26 文化振興事業

- 1 文化祭については、これまでの各地域の伝統を踏まえ、地域文化の振興を図るため、現行のとおり開催とするが、合併後内容を検討し再編する。
- 2 市町指定文化財については、文化財の指定は栃木市の例により合併時に統合する。また、現在の指定文化財は現行のとおり引継ぎ、維持管理は栃木市の例により合併時に統合する。

－27 社会教育事業

- 1 社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併後に再編する。
- 2 成人式については、合併時に再編する。
- 3 集会所については、現行のとおりとする。
- 4 生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に再編する。
- 5 集会所運営委員会については、合併時に再編する。
- 6 公民館等運営管理業務については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、貸し出し事務等については、統一した方法・管理が必要になるため、合併時までには再編する。

岩舟町中央公民館の図書室については、住民の図書利用等を考慮し、合併後すみやかに再編する。

－28 青少年健全育成事業

- 1 青少年育成センターについては、栃木市の例により合併時に統合し、少年補導員については、合併後再編する。
- 2 勤労青少年ホームについては、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 青少年問題協議会の運営については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 青少年育成市民会議の運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

－29 男女共同参画事業

男女共同参画計画については、栃木市の例により合併時に統合する。

－30 社会福祉協議会

社会福祉協議会については、速やかに統合するよう働きかける。

26 合併市町村基本計画

別冊「新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）素案 概要版」参照。

「新市まちづくり計画」につきましては、今後、栃木県との事前協議等を経て、策定されることとなります。

キララちゃん



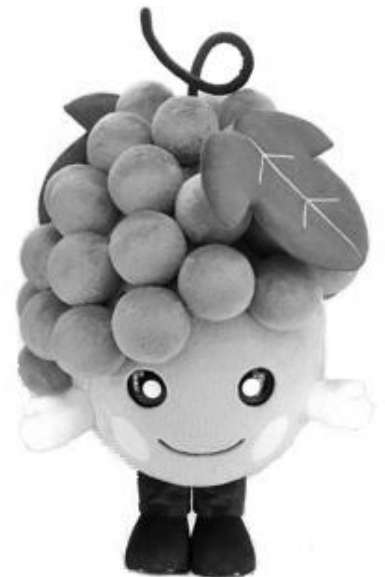
道の駅にしかた
キャラクター

コスモン



いわふねブランド
キャラクター

グレッピー



大平町観光協会
キャラクター

「とちぎマスコットキャラクターズ（通称『とちキャラーズ』）」

5. 新市誕生までのスケジュール

